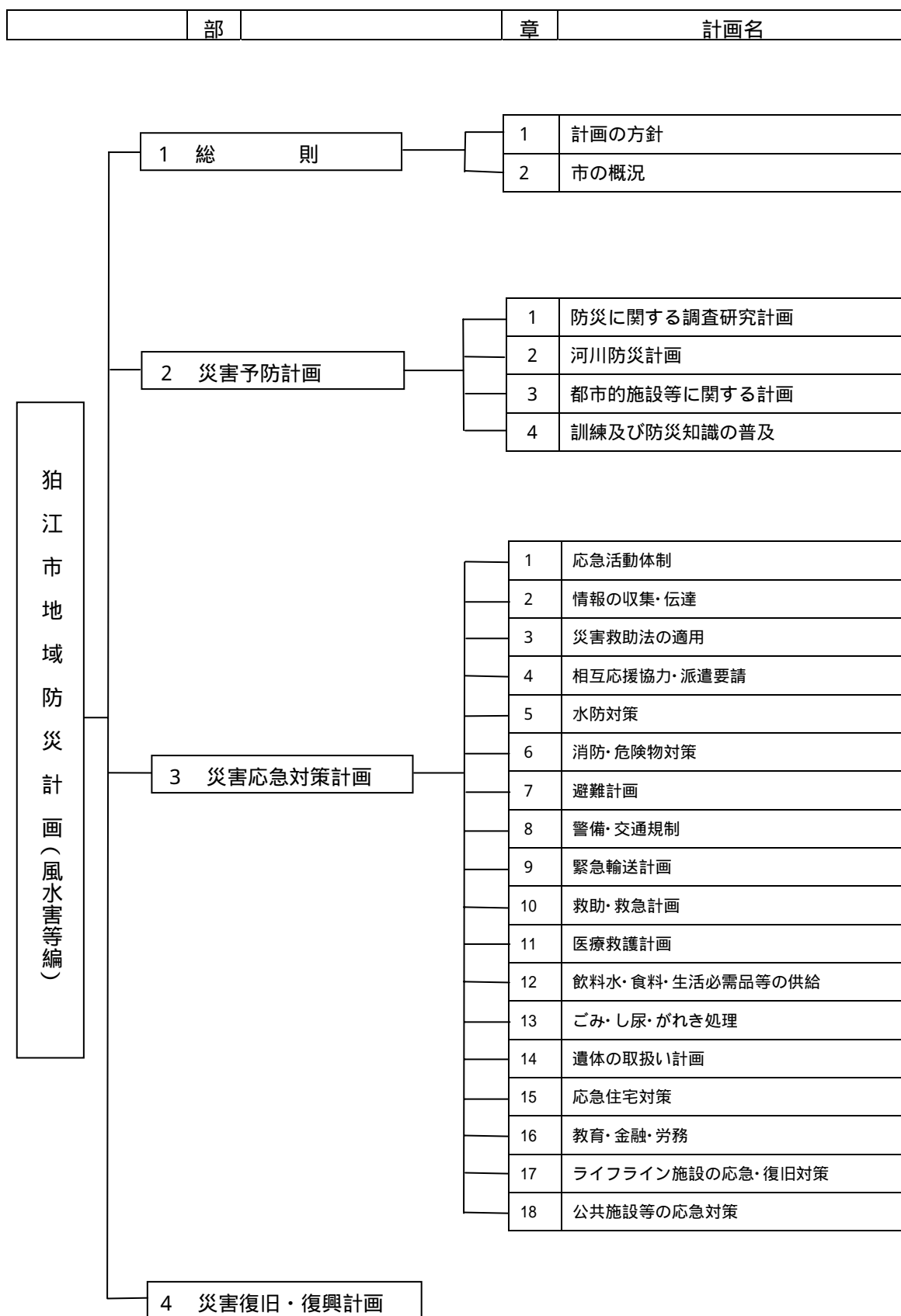


風 水 害 等 編

## 狛江市地域防災計画（風水害等編）の体系



# 第 1 部 總 則

# 第1章 計画の方針

## 第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び水防法第15条の規定に基づき、市防災会議が作成する計画であり、市、都、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関がその有する全機能を有効に発揮して、市の地域における風水害等に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

## 第2節 水防責任

### 1 狛江市（水防管理団体）

水防管理団体である狛江市は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。（水防法第3条（市町村の水防責任））

### 2 都

都は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。（水防法第3条の6（都道府県の水防責任））

## 第3節 計画の性格及び範囲

- 1 この計画は、防災に関して、本市の処理すべき事務又は業務に都及び指定地方行政機関等が処理する事務又は業務を明確にするとともに、事務又は業務に一貫性を図る能動的な計画である。
- 2 この計画は、災害に対処するための恒久的な計画であり、法令等に特別の定めがある場合のほか風水害等の災害に関しては、この計画によるものとする。

## 第4節 計画の目標

風水害の災害には、暴風、豪雨、洪水、山崩れ等の異常な自然現象があり、この計画は、台風等による風水害を中心に前記災害に対処できる各種計画を樹立することを目標とする。

## 第5節 計画の修正

この計画は、恒久的な基本計画であるが、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

したがって、各防災機関は、関係のある事項について、毎年市防災会議が指定する期日（緊急を要する事項についてはその都度）までに、計画修正案を市防災会議に提出する。

## 第6節 計画の習熟

各機関は、平素から研究、訓練その他の方法により、この計画の習熟に努めなければならない。

## 第2章 市の概況

### 第1節 市の概況

震災編第1部第4章「狛江市の概況」を準用する。

### 第2節 気象

#### 1 気温、湿度、風速

年	気温( )			湿度(%)		風速(m/s)		
	平均	最高 気温 平均	最低 気温 平均	平均	最小 湿度	平均	最大	風向
平成 15年	16.0	19.6	16.0	61	6	3.1	11.4	北北西
平成 16年	17.3	21.3	13.9	58	9	3.7	17.5	南西

資料：統計こまえ（東京管区気象台）

#### 2 降水量(単位：mm)

年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平成 15年	101.0	53.5	159.5	121.0	172.5	85.0	187.5	370.0	150.0	171.5	229.5	53.0
平成 16年	3.5	20.0	129.5	69.5	149.0	112.5	23.5	79.5	195.0	780.0	108.5	79.5

資料：統計こまえ（東京管区気象台）

#### 3 平均気温(単位： )

年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平成 15年	5.5	6.4	8.7	15.1	18.8	23.2	22.8	26.0	24.2	17.8	14.4	9.2
平成 16年	6.3	8.5	9.8	16.4	19.6	23.7	28.5	27.2	25.1	17.5	15.6	9.9

資料：統計こまえ（東京管区気象台）



### 第3章 防災機関の業務大綱

市、関係防災機関等が防災に関して処理する事務又は業務の大綱は、震災編第1部第2章「防災機関の業務大綱」を準用する。